

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分の基準に関する規程

(最終改正：平成29年4月6日 和歌山県公安委員会規程第10号)

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分の基準に関する規程を次のように定める。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分の基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、事業者（条例第8条第1項第1号アからエまでに掲げる行為を事業として行う者をいう。以下同じ。）に、指示処分をする場合における手続及びその内容並びに事業停止命令をする場合における量定等の基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例違反行為 事業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、条例第8条第1項、第2項若しくは第4項、第10条又は第12条（第8条第1項、第2項若しくは第4項又は第10条に規定する行為に係るものに限る。）の規定に違反する行為をいう。
- (2) 指示処分 条例第13条の規定に基づき、事業者に必要な指示をすることをいう。
- (3) 事業停止命令 条例第14条の規定に基づき、事業者事業の停止を命ずることをいう。

(指示処分の手続)

第3条 指示処分を行う際には、和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年和歌山県公安委員会規則第2号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、事業者に対し弁明の機会を付与しなければならない。ただし、和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第13条第2項第3号の規定により技術的な基準に従うことを指示する場合は、この限りでない。

(指示の内容等)

第4条 条例違反行為の態様が、指示処分後直ちに解消することが困難なものである場合は、当該態様に応じ、必要最小限の猶予期間を設けるほか、必要に応じ、当該違反の状態を速やかに解消するための具体的方法を指示に盛り込むものとする。

(指示処分を行った後の措置)

第5条 公安委員会は、指示処分を行った後、当該指示の履行を確認するものとする。

2 事業者における当該指示の履行を確認した場合は、将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な措置をとるものとする。

(事業停止命令の特例)

第6条 事業停止命令を行うべき事由（以下「処分事由」という。）の態様にかかわらず、次のような場合は、指示処分を行うことなく、直ちに事業停止命令を行うものとする。

- (1) 同種の条例違反行為を短期間に繰り返し、又は公安委員会による指導若しくは警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分の事由となった条例違反行為と同種の条例違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある条例違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致された場合に限る。）

2 事業停止命令を行う場合において条例違反の状態を解消するため必要があるときは、当該事業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

(量定)

第7条 事業停止命令の量定（以下「量定」という。）の区分は、次表のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表のとおりとする。

区分	内 容
A	2 月以上 6 月以下の事業停止命令。基準期間は 4 月
B	1 月以上 5 月以下の事業停止命令。基準期間は 3 月
C	20 日以上 4 月以下の事業停止命令。基準期間は 2 月
D	10 日以上 2 月以下の事業停止命令。基準期間は 1 月
E	5 日以上 1 月以下の事業停止命令。基準期間は 20 日

（事業停止命令の併合）

第 8 条 1 の事業者において処分事由に当たる条例違反行為が 2 以上行われた場合は、1 の事業停止命令を行うものとする。この場合において、これらの処分事由に量定が A に相当するものが含まれているときは、当該処分の量定を A とし、量定が A に相当するものが含まれていないときは、当該処分の量定を各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長いものにその 2 分の 1 の期間を加算した期間（各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間又は 6 月を超えないものに限る。）を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長いものを短期とする。

（観念的競合）

第 9 条 2 以上の処分事由に該当する 1 の条例違反行為について事業停止命令を行う場合において、これらの処分事由に量定が A に相当するものが含まれているときは、当該処分の量定を A とし、量定が A に相当するものが含まれていないときは、当該処分の量定をそれらの処分事由に係る量定の長期のうち最も長いものを長期とし、それらの処分事由に係る量定の短期のうち最も長いものを短期とする。

（常習違反加重）

第 10 条 過去 3 年以内に事業停止命令を受けた事業者に対し事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定が A に相当するときを除き、当該事業停止命令の処分事由について第 7 条から第 9 条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近 3 年間に営業停止命令を受けた回数 の 2 倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。この場合、乗じた期間が 6 月を超えるときは、6 月を長期とする。

（事業停止命令に係る期間の決定）

第 11 条 事業停止命令を行う期間は、第 7 条に定める基準期間（第 8 条の規定による場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の 1.5 倍の期間とし、第 9 条の規定による場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間とし、第 10 条の規定による場合は、当該処分事由について定められた基準期間の 2 倍の期間）とする。

2 事業停止命令を行う上で、次に掲げる事由に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、情状により、第 7 条から第 10 条までに定める量定の範囲内においてその処分を加重し、又は軽減することができる。

(1) 処分を加重すべき事由であって次に掲げるもの

- ア 処分事由に係る条例違反行為を行った日から起算して過去 3 年以内に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
- イ 指示処分の期間中に当該処分事由に係る行為と同種の条例違反行為を行ったこと。
- ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- エ 従業者の大多数が処分事由に係る行為に加担していること。
- オ 改悛の情が見られないこと。
- カ 付近の住民からの苦情が多数あること。
- キ 処分事由に係る行為により重大な結果が生じ、社会的反響が著しく大きいこと。
- ク 処分事由に係る行為が 16 歳未満の者の福祉を害するものであること。

(2) 処分を軽減すべき事由であって次に掲げるもの

ア 処分事由に係る行為が他人に強いられて行ったものであること。

イ 処分事由に係る行為に事業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどないこと。

ウ 処分事由に係る行為を行った日から起算して過去３年以内において処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと。

エ 事業の具体的改善措置を自主的に行っていること。

（事業停止命令に係る期間の計算）

第12条 事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、１月を30日として計算するものとする。

別表

事業の種別	違反種別	処 分 事 由	条例関係条項	量定
1 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供を事業とする者に対する事業停止命令	条例の規定に違反する行為	(1) 客引き違反	第8条第1項第1号ア 第18条第4項第5号	A
		(2) 客誘引違反	第8条第1項第2号 第18条第4項第5号	C
		(3) 従業員勧誘違反	第8条第1項第4号 第18条第4項第5号	A
		(4) 客待ち違反	第8条第4項	E
		(5) ピンクビラ等の配布違反（公共の場所）	第10条第1項 第18条第4項第7号	C
		(6) ピンクビラ等の掲示又は配置違反	第10条第2項 第18条第4項第7号	C
		(7) ピンクビラ等の配布又は差し入れ違反（人の住居等）	第10条第3項 第18条第4項第7号	C
		(8) ピンクビラ等を配布等する目的で所持する行為	第10条第4項 第18条第5項第3号	D
		(9) 便宜を供与する行為	第12条（第8条第1項、第2項若しくは第4項又は第10条に規定する行為に係るものに限る。） 第18条第3項第4号	A
	条例に基づく処分に違反する行為	(10) 指示処分違反	第13条	D

2 歓乐的雰囲気 を醸し出す方法 で異性の客をも てなして飲食を させる行為又は これを仮装した ものの提供を事 業とする者に対 する事業停止命 令	条例の規定 に違反する 行為	(1) 客引き違反	第8条第1項第1号イ 第18条第4項第5号	B
		(2) 客誘引違反 (卑わいなもの)	第8条第1項第2号 第18条第4項第5号	C
		(3) 従業員勧誘違 反	第8条第1項第4号 第18条第4項第5号	B
		(4) 客誘引違反 (卑わいでない もの)	第8条第2項	E
		(5) 客待ち違反	第8条第4項	E
		(6) ピンクビラ等 の配布違反(公共 の場所)	第10条第1項 第18条第4項第7号	C
		(7) ピンクビラ等 の掲示又は配置 違反	第10条第2項 第18条第4項第7号	C
		(8) ピンクビラ等 の配布又は差し 入れ違反(人の 住居等)	第10条第3項 第18条第4項第7号	C
		(9) ピンクビラ等 を配布等する目 的で所持する行 為	第10条第4項 第18条第5項第3号	D
		(10) 便宜を供与 する行為	第12条(第8条第1 項、第2項若しくは第 4項又は第10条に規定 する行為に係るものに 限る。) 第18条第3項第4号	B
	条例に基づ く処分に違 反する行為	(11) 指示処分違 反	第13条	D
3 人の性的好奇 心をそそる行為 を提供する営業 又は歓乐的雰囲気	条例の規定 に違反する 行為	(1) 利用者勧誘違 反	第8条第1項第1号ウ 第18条第4項第5号	B
		(2) 利用者誘引違 反	第8条第2項	E

気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食させる営業に関する情報提供を事業とする者に対する事業停止命令		(3) 従業員勧誘違反	第8条第1項第4号 第18条第4項第5号	B
		(4) 客待ち違反	第8条第4項	E
		(5) ピンクビラ等の配布違反(公共の場所)	第10条第1項 第18条第4項第7号	C
		(6) ピンクビラ等の掲示又は配置違反	第10条第2項 第18条第4項第7号	C
		(7) ピンクビラ等の配布又は差し入れ違反(人の住居等)	第10条第3項 第18条第4項第7号	C
		(8) ピンクビラ等を配布等する目的で所持する行為	第10条第4項 第18条第5項第3号	D
		(9) 便宜を供与する行為	第12条(第8条第1項、第2項若しくは第4項又は第10条に規定する行為に係るものに限る。) 第18条第3項第4号	B
	条例に基づく処分に違反する行為	(10) 指示処分違反	第13条	D
4 午後10時から翌日の午前6時までの間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を事業とする者に対する事業停止命令	条例の規定に違反する行為	(1) 客引き違反	第8条第1項第1号エ 第18条第4項第5号	B
		(2) 客誘引違反	第8条第1項第2号	E
		(3) 従業員勧誘違反	第8条第1項第4号 第18条第4項第5号	B
		(4) 客待ち違反	第8条第4項	E
		(5) ピンクビラ等の配布違反(公共の場所)	第10条第1項 第18条第4項第7号	C
		(6) ピンクビラ等の掲示又は配置違反	第10条第2項 第18条第4項第7号	C

		(7) ピンクビラ等の配布又は差し入れ違反（人の住居等）	第10条第3項 第18条第4項第7号	C
		(8) ピンクビラ等を配布等する目的で所持する行為	第10条第4項 第18条第5項第3号	D
		(9) 便宜を供与する行為	第12条（第8条第1項、第2項若しくは第4項又は第10条に規定する行為に係るものに限る。） 第18条第3項第4号	B
	条例に基づく処分に違反する行為	(10) 指示処分違反	第13条	D